

倶知安 農業委員会だより

NO.5 平成18年7月1日

〈発行 者〉

倶知安町農業委員会 (第19期委員)

倶知安町北1条東3丁目3番地

電話 22-1121 内線 250・251

FAX 23-2044 (代表)

noui@town.kutchan.hokkaido.jp



豊穰の地

これからの農業経営

第19期農業委員会会長

伊 達 隆

本年は、雪融けも遅く、いつ農作業に取り掛かることができるのか気を揉まされ、天候に左右される農業の難しさを痛感いたしました。

さて、農家にとって本年一番の気がかりは、平成十九年産から適用される品目横断的経営安定対策の行方です。

海外からの安い農作物の輸入などは、消費者の立場からは歓迎すべきことですが、安い労働力や機械力によって広大な農地で作られる作物に、日本農業は価格面で太刀打ちできません。

毎日の食事を輸入作物に頼り切ることなく、国産農作物の割合を増やすことが課題となっています。

農家も、安心して食べることができる作物づくりに努めていますが、努力に見合う所得を得ることは難しく、国の支援なくして、食料自給率の向上は厳しい状況です。

国が日本の農業を守るための政策が、品目横断的経営安定対策です。意欲ある農業者を支援する制度ですが、対象が認定農業者に限られます。

法律は成立したものの、詳細はまだ詰められておらず、未確定情報しか入手することができません。

農家は数年先を見越して営農計画を立てており、将来の見通しが見えない状態では、今後の農業経営にも影響が出てきます。

農業委員会としても情報収集に努めると共に、今春設立した認定農業者協議会の活動を支援し、倶知安町農業発展のため努力して参りたいと思います。

認定農業者協議会が誕生しました

倶知安町

認定農業者協議会

会長 木田重信

農業委員会が発起人となり設立を進めていた「倶知安町認定農業者協議会」が、四月十五日に発足しました。

後志管内では、京極町に続き二番目となります。

農業委員会では、品目横断的経営安定対策の施行に向けて、認定農業者の結束が重要と考え、一昨年より検討を続けて、昨年十一月には設立に向けて準備委員会を設置し協議を進めてきました。

農業者の皆さんには、趣旨に賛同をいただき、町内農業者の四分の一を超える二二二名に加入いただきました。

設立に際して役場、農協を始め関係機関の皆様にご指導、ご協力に対し紙面をお借りしてお礼申し上げます。

設立総会には、ご来賓、会員六十名以上が出席し、満席の中で議事が進められ、会の目的を農業者自らの研鑽と倶知安町農業発展に取り組むこととし、事務局を倶知安町農業経営改善支援センターに置くこと等を決めたほか、役員



に下記十名が選任されました。

微力ですが、今後二年間、会運営のお手伝いをさせていただきますので、皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

設立総会終了後、初めての事業として研修会を開催し、講師を、北海道農業会議総務企画部次長の乾泰司氏にお願いしました。乾次長は、全国

農業新聞も担当されており、五月十九日付の北海道版で当協議会をご紹介します。

研修会では、農家にとって一番の関心事である、平成十九年産から導入の「品目横断的経営安定対策」について説明を受けました。

今回の制度改正は、戦後最大の農政改革と言われ、今までの全農家を対象として、農作物の品目毎に講じてきた対策を、経営全体に着目した政策に転換し、支援対象も認定農業者のみとするものです。農家にとって農業経営を根本的に見直し、新たな視点で営農計画を立て直さなくてはならない重大問題です。

農業者自らが実行していくことを規約に掲げる当会としては、団結してこの難局を乗り越え、共に会員の皆さんのご意見やご要望により、充実した会を作り上げて参りたいと思っております。

役員名簿

信昭史	孝子巳清二	靖子
重裕正	ムツ博	芳栄
田村澤松	島田村	本田
木田滝小	三蒔北	前梶納
会長	幹事	幹事
副会長	幹事	幹事
幹事	幹事	幹事
幹事	幹事	幹事
幹事	幹事	幹事
監事		

会 員 募 集 中

認定農業者協議会に加入していない農業者の参加をお待ちしています。

認定農業者だけではなく、家族、法人の構成員、これから認定を受けたいと考えている農業者も加入できます。

入会は、下記で随時受け付けています。

事務局 倶知安町農業経営改善支援センター
(ようてい農協倶知安支所内)

電話 22-1137

倶知安町農業委員会

電話 22-1121

認定農業者とは

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村長が農業の担い手として認定した農業者のことです。農業のスペシャリストとして、日本の食を支える存在で、法律に基づく支援を受けることができます。認定を受けるためには、農業経営改善計画書を町長に提出する必要があります。認定農業者となることは、経営で有利になるばかりでなく、プロの農業者としての自覚を高めることにもなります。

※ 詳しくは、役場農業振興係へ

最近、景観や環境が話題になっていますが、この問題にいち早く取り組み組んだのが俱知安町農業機械協会です。

昭和四十七年に前身である大型農機協会から衣替えをしたこの団体は、農作業安全と機械体系の変化に伴ない、各種免許、機械整備技術の取得など農業を取り巻く色々なことに取り組んでいます。

機械協会は平成八年から廃オイルの回収、平成十年からは廃農機の回収も始めました。

当初は、お金を払ってまで廃農機を片付けることもないと言う意見も出て、農村美化の意識はなかなか浸透しませんでした。

とりあえず自分たちの周りからと、一三〇名余りの会員が三年間の目標を立て、春と秋年二回の回収を進めたところ、地域の景観が

農村美化運動

格段に良くなりました。参加しなかった人たちは、自分の所だけが取り残された感じになり、引き続き回収事業を行なうてほしいとの声が上がるとなりました。平成十四年からは町内全域の農家を対象に行われています。

この間に廃棄物処理の制度が改正されたこともあって、回収事業にも一段と弾みが付き、ほとんどの廃農機を片付けることができました。

最近では、廃農機のあった場所に花などが植えられていることもあり、心とむ景色となっています。

俱知安町農業機械協会がこの事業に取り組みんで十年。気の長い、粘り強い計画の推進が農村景観美化につながりました。

自分たちの手で、自分たちのお金で、自分たちが汗をかき成し遂げた大きな事業でした。

皆さんも町内の農道を散歩してみませんか。羊蹄山と自然が織りなす景観が気持ち良いですよ。



(農業委員
足立眞一)

Q

農地法3条の許可により農地を貸していましたがうっかり賃貸借期間の終了に気づかず、何も手続きをしていませんでした。
この先の賃貸借はどうなるのでしょうか？

農地法Q & A

農地法第3条による賃貸借については、特に申出のない限り、期間満了後も同じ条件で契約が更新されることになります。

契約内容に変更がなければ、そのままにしても特に問題はありません。

しかし、小作料の見直しなど契約内容の変更をする場合は手続きが必要です。

※ 詳しくは、農業委員会へお問い合わせください。

A

☆☆ 最近の「でめん」さん事情 ☆☆

～ 比羅夫の波方さん ～

今ではあまり聞かれなくなりましたが、かつては「出面さん」として農家の仕事に携わる専門の方が女性を中心に多く存在していました。

機械化が進み、そのような農業専門の人材派遣組織はなくなりましたが、植え付けや収穫時期などは、相変わらず人手を必要とし、今でも農家以外の方が多く農業に関わっています。

比羅夫の波方さん方には、農繁期ばかりではなく、通年で、また長年にわたって農作業に従事しているパート（でめん）さんがいます。2～3年、中には10年以上になるという女性もおり、毎年、数人が働いています。

自分で野菜を育てられるように、あるいはスキー客相手の宿泊業のオフシーズンにと、きっかけは様々ですが、雪下の人参掘りや越冬キャベツなど厳しい農作業をこなしながらも、野菜を育てる喜びを感じていると伺いました。

農繁期のみの一時的な雇用では、人手の確保も難しいため、長期的に雇えるように作物を工夫するなど、経営内容を変えることも……と波方さんは言います。遠方の畑には簡易トイレを設置するなど働きやすい環境にも配慮されています。

何よりも「波方さんの人柄が良いから…」とクチコミで集まる「でめん」さんたちは言います。

(農業委員 納田康子)

平成17年度の農業委員会活動実績

農地移動等の状況

農地転用等件数			変更面積
4条	5条	現況証明	
4件	13件	7件	11.5 ha

農地売買・賃貸借等件数		移動面積
3条	基盤強化法	
26件	23件	279.0 ha



会議等開催回数

総会	利用調整等	現地調査	研修会	その他
12回	24回	5回	5回	15回

農業委員会活動報告

(平成18年1月～18年6月)

1月17日	情報活動研修会
1月11日	認定農業者組織化準備委員会
1月27日	第1回 総会
2月 3日	農地等利用調整事前打合せ(3班)
2月 3日	農地等利用調整事前打合せ(1班)
2月13日	農地等利用調整会議(4班)
2月17日	農地等利用調整会議(3班)
2月20日	農地等利用調整会議(1班)
2月27日	認定農業者組織化準備委員会
2月27日	第2回 総会
2月27日	農地等利用調整事前打合せ(1班)
2月27日	農地等利用調整事前打合せ(2班)
3月 1日	山麓地区農業委員会協議会役員会
3月 3日	農地等利用調整事前打合せ(3班)
3月 6日	農地等利用調整会議(2班)
3月 9日	(午前)農地等利用調整会議(1班)
3月 9日	(午後)農地等利用調整会議(1班)
3月10日	農地等利用調整会議(2班)
3月13日	農地等利用調整会議(3班)
3月14日	農地等利用調整会議(1班)
3月23日	農地等利用調整会議(2班)
3月30日	農地等利用調整会議(1班)
3月31日	第3回 総会
3月31日	農地等利用調整事前打合せ(1班)
4月 4日	山麓地区農業委員会協議会総会
4月 6日	認定農業者組織化準備委員会
4月 6日	広報編集委員会
4月12日	農地等利用調整会議(1班)
4月14日	倶知安町認定農業協議会設立総会
4月18日	後志地方農業委員会連合会総会
4月25日	第4回 総会
5月29日	第5回 総会
6月12日	現況証明願に係る現地調査(4班)
6月12日	現況証明願に係る現地調査(1班)
6月27日	第6回 総会

なぜ土づくりなのか

農業委員 蒔田政見

人生、幸福の基本条件は、「健・和・富」であり、身も心も病気がなく、家庭・社会環境が平和で、経済的に不安がなく生活を楽しめる状態になることだと聞いています。

しかし、統計によれば、日本人は1年間で平均30日は病気の状態だそうです。

病気になる方法の一つに食の課題があります。正しい食生活と、食物を作る環境(土・水・空気等)が私たちを健康にしてくれます。

自然界は、多種多様な微生物、昆虫、大小動物等が活動することによって維持再生されていると聞いています。

中でも、土づくりにおいては、善玉菌、悪玉菌のバランスが重要であり、これを維持改善していくには、「土」に有効な資材(堆肥等)を入れて、微生物が活動しやすい環境を作る事が大切です。

微生物と共存し、その力を借りなければ、今求められている、安全、安心な食材、人生の幸福感につながるブランド品は作ることができないと言えます。

近頃的生活環境が悪化している中、彼ら「微生物たち」が救世主になるように思います。

女性や後継者も

農業者年金に加入できます

農業者年金に加入できるのは、
国民年金第1号被保険者(保険料免除者を除く)で
年間60日以上農業に従事する次の人です。

- ① 農地を持っている農業経営者(お父さん)
- ② 農地を持っていない配偶者(お母さん)
- ③ 農地を持っていない後継者(息子・娘)
- ④ その他家族従事者
- ⑤ 農業法人の構成員など

農業者年金は、一生受け取ることができる終身年金です。

長生きするほど多くの年金を受け取ることができるため、女性にぴったりの年金です。

また、加入期間が長いほど、受け取る年金も多くなるため、若い時からの加入がお勧めです。

農業者年金のご質問はお気軽に
農業委員会へお問い合わせください



編集後記

私たち農業者は、理屈ではなく、肌で最近の気候の変化を感じています。

地球温暖化は、特に中緯度で激しく変動すると言われて

います。その年の農作物収穫量を平

年と比べたものを、作況指数

と言います。温暖化の影響か北海道では

米の作況指数が上がり、対し

て、高収量を誇っていた南方

では、平均値の一〇〇を下回

ることが多くなっています。

地球温暖化に加え、農作物

の生産履歴を管理するトレー

(安達)

編集委員

安達 進

足立 眞一

田村 裕昭

納田 康子